

公益財団法人 DAISO 財団

評議員及び役員の報酬ならびに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人 DAISO 財団（以下「この法人」という。）の定款第14条及び第30条の評議員及び役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。常勤理事とは、理事のうちこの法人を主たる勤務地とする者をいう。また、非常勤役員とは、常勤以外の理事および監事をいう。
- (2) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する経費（旅費交通費を除く）をいう。

(評議員及び非常勤役員の報酬)

第3条 この法人は、評議員及び非常勤役員に対して、評議員会または理事会等の会議に参加した時、会議1回の参加につき、2万円の報酬を源泉して支払う。

- 2 監事の監査については、監査の都度1人1日2万円の報酬を源泉して支払う。
- 3 評議員および非常勤役員が報酬の辞退を申し出た場合には、報酬を支給しないものとする。

(常勤理事の報酬)

第4条 この法人は、常勤理事の職務遂行の対価として、各年度の総額が200万円を超えない範囲で支給する。

- 2 常勤理事に対する報酬は、前項で定める総額の範囲内で支払うこととし、具体的な支給額は理事会にて決定する。

(旅費交通費)

第5条 この法人は、評議員及び役員に対し、職務の執行に伴う旅費交通費の実費相当額を支払う。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(報酬等の支給日)

第7条 報酬等は、その月の全額を翌月末日に支給する。ただし、支給日が土曜日又は休祭日に当たるときは、その直前の勤務日に支給する。

(費用)

第8条 この法人は、評議員及び役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改 廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2022年5月14日から施行する。(2022年5月14日 評議員会承認)